

# 産業廃棄物処分業許可証

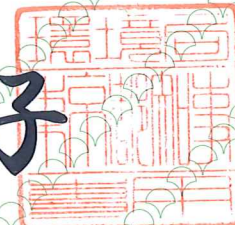
住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社  
代表取締役 阪田 通泰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和 4年 8月22日

許可の有効年月日 令和 9年 8月21日

### 1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
  - ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上6種類)
  - イ 圧縮 : 金属くず (空き缶に限る。) (以上1種類)
  - ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)
  - エ 溶融 : 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) (以上1種類)

### 2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面）

施設所在地

- (1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

### 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 9年 8月22日 新規許可  
 令和 4年 8月22日 更新許可 第5回

### 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

都認定番号:2-21-C0099

産廃エキスパート

(裏面)

許可番号 第13-20-007854号

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.80 (t/日)	4.50 (t/日)	平成10年 10月12日	—	—
	紙くず	4.24 (t/日)				
	木くず	4.88 (t/日)				
	ゴムくず	3.36 (t/日)				
	金属くず	4.24 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.12 (t/日)				
圧 縮	金属くず (空き缶に限る。)	3.60 (t/日)	—	平成9年 5月10日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	16.2 (t/日)	24.5 (t/日)	令和3年 11月6日	—	—
	紙くず	22.6 (t/日)				
	木くず	—				
	繊維くず	28.2 (t/日)				
	ゴムくず	50.9 (t/日)				
	金属くず	50.9 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—				
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.186(t/日)	—	令和元年 9月26日	—	—

(以下余白)